

## 第1回小学校長会長連絡協議会を開催

平成20年7月8日(火) ホテル フロラシオン青山

**I 開会** 西林 副会長  
**II 会長あいさつ** 池田 会長  
岩手・宮城内陸地震についてお見舞申し上げ一刻も早い復興を祈念する。

教育振興基本計画が7月1日閣議決定された。人的措置について文部科学省と財務省が激しいやりとりを展開したが、結果的に数値は入らなかった。教育予算の要望の中で具体的に要求していくことになる。各都道府県選出の議員にも働きかけていただきたい。

海外教育事情視察団が21名で成立した。例年どおりニュージーランド・オーストラリアを訪問する。各都道府県校長会の協力に感謝し、成果を期待している。

今年度からの大会主題「新しい時代を拓き、心豊かでたくましい日本人の育成を目指す小学校教育の推進」は教育基本法の理念にのっとったテーマである。この数年はこのテーマに基づいて地区大会も実施され、日本の小学校教育の推進を図っていくことになる。各地区の実践を香川に持ち寄って討議ができるとうい。

6月の関東甲信越地区小学校長研究協議会東京大会、7月の東北連合小学校長会研究協議会宮城大会に続き、その後も地区大会が予定されている。実りある研究を期待する。

最近の諸情勢についてである。骨太方針2008には「未来を切り拓く教育」の推進が述べられている。教育振興基本計画には我が国の5年後、10年後の教育の姿が描かれている。これらが実現されるよう、しっかりと予算要求していく。

教員の給与に関するヒアリングでは、小学校教育の独自性を主張した。また、教職調整額についてさまざまな考えがあることが分かった。

教育課程中央説明会が行われる。解説書は8月末に公刊される。

最後に、21年度の教育課程編成に向けた検討と適切な準備をお願いしたい。

**III 報告・協議** 司会 荒木田 副会長  
**1 文教施策並びに予算に対する要望について** 塩澤 対策部長

7月7日、常任理事が文部科学省、財務省、総務省へ要望書を持っていった。人材育成なくして我が国の持続的発展はないと訴えている。各都道府県でも議員に訴えていただきたい。

**2 対策・調研担当者連絡協議会について** 塩澤 対策部長  
9/26(東京)、10/9(福岡)、10/10(大阪)で開催する。対策部は、新しい管理職層(主幹教諭)の活用と人材育成、子どもと向き合う時間の確保について協議していく。

向山 調研部長  
調研部は、新教育課程の実施に向けた準備状況について協議し、外国語活動の実施に伴う諸課題についての情報交換を行う。

**3 香川大会について** 森 香川県会長  
約2600名の参加を予定している。シンポジストは川井郁子氏、敷山靖洋氏、七條正典氏である。分科会・分散会の研究の視点を一部変更する。

**4 熊本大会について** 速水 熊本県会長  
21年10/21~22に熊本市で開催する。「自己の確立」「かかわり合い」「夢と希望」がキーワードで、シンポジストは山下泰裕氏らである。

**5 各部からの報告**  
対策部・調研部 塩澤対策部長・向山調研部長  
各種委員会調査にご協力をお願いします。

広報部 青木 広報部長  
6/30に広報担当者会を行った。広報活動に理解と協力をお願いします。

会計部 太田 会計部長

平成21年9月より新事務局で業務が開始できる予定である。

#### Ⅳ 情報提供・意見交換 司会 齊藤常任理事

##### 1 教員免許更新制について

文部科学省教職員課教員免許企画室長

宮内健二氏

この制度は平成21年4月から実施されることにより、全国の国公私立の各学校で110万人の教員が対象となる。そして、10年に一度の免許状更新講習の課程の修了、手続きを行うことが必要となる。

各学校の校長先生方に特に留意していただきたいことは、①教員免許更新制について各教員に理解促進を図っていただくこと②学校内の各教員に対して、それぞれの修了確認期限、受講期間、受講できる講習等について周知していただくと共に、受講漏れの防止のための注意喚起、失効状況の確認を行っていただくこと③免許状更新講習の受講申請書での学校所属教員であることの証明を行っていただくこと④校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にあるものについては、受講免除があることを周知すること、の四点である。

また、この制度の主目的は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもので、決して教員としての適格性を検査するものではないということである。

##### 意見交換

○今年度予備講習が行われるが、希望者の1割程度しか受けられない。次年度以降は受け入れられるのか。また、その費用はいくらになるか。

◆今年度は各大学等の準備期間として試行段階で計画した。従って予備講習の費用はかからない。次年度は十分受入体制を整える。30時間分の受講料は、原則個人負担となる。試算では3万円程度である。講習場所は各大学のほか教育センター等の会場も用意する予定である。

○修了確認ができない場合には、どうなるのか。校長の責任はどうか。

◆都道府県教育委員会が免許管理者であり、校

長に責任はない。校長先生には各教員に免許更新について周知、喚起していただきたい。

##### 2 教育再生懇談会第一次報告について

教育再生懇談会担当室参事官 塩田 誠氏

この懇談会は、21世紀にふさわしい教育の在り方について議論するとともに、教育再生会議の提言のフォローアップを行うため、平成20年2月26日に設置された。現在まで、月に1回程度開催し、これまでの審議のまとめということで5月26日に第一次報告としてまとめた。

今回は主に次の2点について説明する。

###### (1) 子どもを有害情報から守る

- ・携帯電話利用についての教育を推進し、保護者、学校をはじめ関係者が協力する。
- ・小中学生が持つ場合、機能を限定したものの利用や開発と普及を推進する。
- ・小中学生の携帯電話のフィルタリングの在り方をさらに検討する。

###### (2) 英語教育を抜本的に見直す

- ①小・中・高・大の各段階での到達目標を立て、国語教育等と矛盾しない形で、すべての段階で英語教育を強化する。
  - ・アジア各国では日本の中学校相当の英語教育を小学校で行っている。小学校から大学までの各段階における到達目標をTOEIC、TOEFL、英検を活用するなどして明確に設定し、英語教育を強化する
  - ・小学校では3年生からの早期必修化を目指し、35時間以上英語教育を行うモデル校を大規模に設け支援する。
- ②高校生、大学生の海外留学の推進などを通じ、英語教育を強化し、日本の伝統・文化を英語で説明できる日本人を育成する。

##### 意見交換

○世界各国の英語力データ比較は意図的ではないか。英語教育と関連づけ過ぎてはいないか。

◆今回の英語力データは留学希望者による結果であり、受験者数も一定ではない。しかし、今後10年・20年後の社会を考えると今まで以上に多国籍化が進み、国際社会にたくましく生きる子どもたちを育成することが重要となる。

##### V 情報交換

司会 齊藤常任理事

##### VI 連絡

大内 事務局長

##### VII 閉会

西林 副会長

# 平成21年度 小学校教育の充実に関する 文教施策並びに予算についての要望書

社会が激しく変化する時代にあつて、全国22,000の小学校長は、地域社会と一体となり、我が国の未来を担う子どもたちの教育に全力を注いでいます。将来の有益な人材の育成なくして我が国の持続的な発展はなく、「教育立国」の実現に向け、国家が積極的にリードし、国民全体で取り組むことが大切です。

教育基本法が改正され、同法に基づく学校教育法等の改正、新学習指導要領の告示、教育振興基本計画の策定が進められるなど、学校教育の充実を図るための施策が次々と推進されようとしていることに、私たちは大いに期待を寄せております。

全国連合小学校長会においては、「新しい時代を拓き、心豊かにたくましく生きる日本人の育成をめざす小学校教育の推進」をテーマに掲げ、教育への国民の期待と信頼に応えられる学校を目指して、小学校教育のより一層の充実・発展に向け力を尽くすことを、平成20年度第60回総会において確認いたしました。

その上で、今日の我が国の行財政状況を踏まえつつも、「教育立国」の実現に向け小学校教育の充実発展を図るための、人的・物的措置の一層の充実と教育諸条件の整備に向けて、下記の8項目について要望いたします。格段のご配慮をお願いいたします。

平成20年7月7日

全国連合小学校長会長 池田芳和

## 記

- 1 我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置を講じられたい。
  - (1) 教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である5%まで引き上げられたい。
  - (2) 全国どこでも全ての子どもが一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率2分の1の復元を図られたい。
  - (3) 優秀な人材を教育界に確保できるよう、人材確保法を堅持し、教員給与の優遇措置を講じるとともに、時間外勤務が恒常化している教員の実態を踏まえ、教職調整額の充実を図られたい。
  - (4) 教科書無償給付制度を堅持されたい。
  - (5) 教育費として地方交付税措置された財源を各都道府県が他の財源としないよう、政府が指導強化を図られたい。
- 2 教員の子どもと向き合う時間を確保するために、教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備を講じられたい。
  - (1) 公立義務教育諸学校の教職員定数を改善し、少人数指導の一層の充実を図られたい。
  - (2) 新学習指導要領への円滑な移行と確実に定着を図るために、小学校教員の定数を今後も確保するとともに、配置率を引き上げ、小学校教員を更に増員されたい。
  - (3) 教頭、養護教諭の複数配置の拡充と学校事務職員・学校栄養職員の配置確保と充実を図られたい。
  - (4) 複式学級及び特別支援学級の学級編制基準を、地域・学校の実態に応じて改善を図られたい。
  - (5) 安定した学校運営のために、副校長、主幹教諭、指導教諭の配置に向け条件整備を図られたい。
  - (6) 特別支援教育推進に向け、通常の学級における支援員等人的配置による体制づくりを図られたい。
  - (7) 英語、理科等の専科教諭、司書教諭、特別支援教育コーディネーター等の正規教員の加配や講師等の人的措置を図られたい。

- 3 学校教育への信頼を一層高めるために、教職員の資質向上を図る施策を講じられたい。
  - (1) 初任者研修について拠点校方式の見直しを行うなど、一層の充実と予算の確保を図られたい。
  - (2) 教員の自主的・主体的研修に対する支援措置、並びに現職研修の一層の充実を図られたい。
  - (3) 新学習指導要領で新たに加わったり重点が置かれたりしている分野、特に外国語活動や理科教育に関する教員研修制度の充実、外部人材の登用等を積極的に図られたい。
  - (4) 質の高い教員養成が行われるよう、教職大学院や教員養成大学に適切な措置を図られたい。
  - (5) 教員の免許更新制に向け、現場の意思を取り入れて体制の整備に当たられたい。
- 4 豊かな心や健やかな体の育成にむけた教育を充実させるための施策を講じられたい。
  - (1) 道徳教育をより一層充実させるための副教材の整備や施策の推進を図られたい。
  - (2) いじめ・不登校等、児童生徒の問題行動解消に向け、スクールカウンセラーの全校配置を図られたい。
  - (3) 情報社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
  - (4) 人権教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
  - (5) 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、条件整備を図られたい。
  - (6) 児童の体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図られたい。
- 5 新学習指導要領が円滑に導入できるようにするために、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。
  - (1) 子どもの安全を確保するために、学校・地域の実態に応じた人的措置及び施設・設備の改善を図られたい。また、校舎の耐震化を早急に図られたい。
  - (2) 新学習指導要領への円滑な移行と確実な定着を図るために、施設・設備・教材等について、予算措置の充実を図られたい。
  - (3) 総合的な学習の時間や各教科等における体験的・問題解決的な学習等の実施経費充実を図られたい。
  - (4) 特別支援教育のための施設・設備の充実を図られたい。
  - (5) 学習情報センターとしての学校図書館の充実と、学習ソフトの整備を図られたい。
  - (6) ICT教育推進のためのコンピュータ等情報通信機器のより一層の充実を図られたい。
- 6 学校、家庭、地域が一体となって教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実に向け支援するための施策を講じられたい。
  - (1) 放課後子どもプランの充実に向け、学校施設・設備の整備改善を図られたい。
  - (2) 家庭や地域の教育力を再生するための事業の充実を図られたい。
  - (3) 児童生徒の健全育成に悪影響を及ぼす、マスメディアに対する規制強化を図られたい。
- 7 教育の機会均等を保障するために、へき地や過疎化した地域における学校教育を更に充実させる施策を講じられたい。
  - (1) へき地教育の充実・向上のために、T T等の指導体制がとれる条件整備の拡充を図られたい。
  - (2) 5学級以下の小学校の教員配置率の改善を図られたい。
- 8 全国の教員が安心して教育に専念できるようにするために、共済年金制度や教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じられたい。
  - (1) 共済年金制度を維持し、その充実を図られたい。
  - (2) 職域・比例年金部分の増率を図られたい。
  - (3) 教員の処遇の改善を図るとともに、管理職の職責に見合った処遇改善を図られたい。
  - (4) すぐれた教育実績をもつ教員を表彰し、優遇する措置を図られたい。
  - (5) 教職員の生涯生活設計に関する施策の整備・充実を図られたい。
  - (6) 退職後の医療制度の改善を図られたい。